次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法に基づく公立大学法人下関市立大学一般事業主行動計画

令和7年3月28日制定

公立大学法人下関市立大学に勤務する全ての職員が、男女ともそれぞれの能力を十分に発揮できるよう、働きやすい環境の整備を行うとともに、仕事と家庭の両立支援体制の充実を目指し、次のとおり一般事業主行動計画を制定する。

1 計画期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日までの5年間

2 内容

【目標1】

女性の活躍推進及び男女共同参画の観点から、計画期間中に管理職に占める女性比率を毎年度25%以上にする。

【取組内容】

(令和7年4月から毎年度)

・役職別の能力要件を明示し、職員がキャリア形成のイメージ意欲を持つことができるようにする。

【目標2】

職員の年次有給休暇取得率を期間中毎年度50%以上とする。

【取組内容】

(令和7年度4月から毎年度)

- ・年次有給休暇の取得状況を把握し、取得率の低い職員は所属長及び本人へ通知する。
- ・年次有給休暇の計画的利用について年に複数回、全職員へ周知する。